

○白山市観光施設条例施行規則

平成17年2月1日

規則第113号

(趣旨)

第1条 この規則は、白山市観光施設条例(平成17年白山市条例第171号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用又は利用の申請)

第2条 施設を使用又は利用しようとする者は、観光施設使用等申請書(様式第1号)を条例第3条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可事項を変更しようとするときは、直ちに指定管理者にその旨を申し出なければならない。

3 別表に掲げる施設の使用又は利用に係る申請については、使用料又は利用料(以下「使用料等」という。)を納入することによって、前2項の手続を経たものとみなす。

(使用料等の減免申請)

第3条 条例第11条の規定により、使用料等の減免を受けようとする者は、観光施設使用料等減免申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付申請)

第4条 条例第12条ただし書の規定により、使用料等の還付を受けようとする者は、観光施設使用料等還付申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(読替規定)

第5条 条例第3条第2項各号に掲げる施設については、この規則中「指定管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(その他)

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の美川町小舞子観光施設管理運営規則（平成9年美川町規則第10号）、鳥越村綿ヶ滝いこいの森施設使用規則（昭和63年鳥越村規則第2号）、バードハミング施設管理運営規則（平成7年鳥越村規則第7号）、尾口村過疎地域総合センター北竜会館運営管理規則（昭和61年尾口村規則第8号）、尾口村丸山公園施設管理規則（昭和63年尾口村規則第3号）又は一里野外体育施設利用規則（昭和51年尾口村規則第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日から平成18年9月1日（その日前に白山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年白山市条例第76号）第3条の規定に基づき白山市観光施設に係る指定をした場合には、当該指定の日）までの間、この規則中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

附 則（平成18年1月30日規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月20日規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月18日規則第6号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月25日規則第21号）

この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第7号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月28日規則第2号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

施設の名称
小舞子観光施設
スカイ獅子吼
ちゅうぐうプレイランド
バードハミング
一里野公園施設（北竜会館を除く。）
温泉センター天領

様式第1号(第2条関係)

観 光 施 設 使 用 等 申 請 書

年 月 日

(宛先)指定管理者

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり施設の使用等を申請します。

使 用 等 施 設 名	
使 用 等 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 等 目 的	
使用料等の有無	有 (円) 無
使用等附帯設備	
使用等予定人数	
その 他 参 考 事 項	

様式第2号(第3条関係)

観光施設使用料等減免申請書

年 月 日

(宛先)白山市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用料等の減額・免除を申請します。

使 用 等 施 設 名	
使 用 等 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 等 目 的	
減 額 ・ 免 除 を 受 け る 理 由	
減 額 ・ 免 除 を 受 け る 金 額	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第3号(第4条関係)

観光施設使用料等還付申請書

年 月 日

(宛先) 白山市長

住 所
氏 名
電話番号

次のとおり使用料等の還付を申請します。

使 用 等 施 設 名	
使 用 等 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
使 用 等 目 的	
還付を受ける理由	
還付を受ける金額	
そ の 他 参 考 事 項	

様式第 1 号 (第 2 条関係)

様式第 2 号 (第 3 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)